

基本診療料の施設基準等

令和6年6月1日現在

急性期一般入院基本料1
診療録管理体制加算2
医師事務作業補助体制加算1
イ15:1
急性期看護補助体制加算
25:1(看護補助者 5割未満)
看護補助体制充実加算
看護職員夜間配置加算2
イ16:1配置加算1
看護師処遇改善評価料64
療養環境加算
重症者等療養環境特別加算
栄養サポートチーム加算
医療安全対策加算1(地域連携加算1)
感染対策向上加算1
指導強化加算
患者サポート体制充実加算
救急医療管理加算
ハイリスク妊娠管理加算
ハイリスク分娩管理加算
呼吸ケアチーム加算
後発医薬品使用体制加算2
病棟薬剤業務実施加算1・2
データ提出加算2(イ200床以上)
入退院支援加算1 イ
入退院支援加算3
入院時支援加算1、2
総合機能評価加算
精神疾患診療体制加算
認知症ケア加算1
せん妄ハイリスク患者ケア加算

排尿自立支援加算
地域医療体制確保加算
地域医療支援病院入院診療加算
特定集中治療室管理料3
新生児特定集中治療室管理料2
小児入院医療管理料2
入院時食事療養費(I)
超急性期脳卒中加算
医療DX推進体制整備加算
総合入院体制加算3
褥瘡ハイリスク患者ケア加算

※施設基準とは・・・医療法で定める医療機関及び医師等の基準の他に健康保険法等の規定に基づき厚生労働大臣が定めた、保険診療の一部について医療機関の機能や設備・診療体制・安全面やサービス面等を評価するための基準になります。